

○静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例

平成15年4月1日

条例第189号

改正 平成16年12月22日条例第86号

平成17年9月28日条例第139号

平成19年3月20日条例第34号

平成25年3月8日条例第59号

平成26年3月20日条例第60号

平成27年3月20日条例第44号

平成27年10月20日条例第103号

平成31年3月20日条例第54号

令和2年10月9日条例第85号

(設置)

第1条 静岡市は、市民が工芸に親しみ、歴史に触れることにより、地場産業及び地域の歴史への理解を深めるとともに、地域経済の活性化を図るため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」	静岡市駿河区丸子3240番地の1

(駿府匠宿の構成)

第2条 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」(以下「駿府匠宿」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 創作体験施設
- (2) 展示施設
- (3) 地場産品紹介施設
- (4) 前3号の施設に附帯する施設

(令2条例85・一部改正)

(事業)

第3条 駿府匠宿は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地場産業及び伝統工芸に係る創作体験の企画運営に関すること。
- (2) 地場産品及び伝統工芸品の展示に関すること。
- (3) 地域の歴史資料等の展示に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開場時間)

第4条 駿府匠宿の開場時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、第10条第1項の規定による指定を受けて駿府匠宿の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(令2条例85・一部改正)

(休場日)

第5条 駿府匠宿の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休場することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月30日から翌年の1月1日までの日

(令2条例85・一部改正)

(利用料金)

第6条 駿府匠宿の創作体験施設（以下「体験施設」という。）を利用しようとする者は、第10条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

(令2条例85・一部改正)

(施設の供用の休止等)

第7条 指定管理者は、第2条各号に規定する施設の補修その他管理上必要があると認めるときは、これらの施設の全部又は一部の供用を休止し、又は入場を制限することができる。

(入場の制限)

第8条 指定管理者は、駿府匠宿の入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、駿府匠宿への入場を拒否し、又は駿府匠宿からの退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 駿府匠宿の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第9条 駿府匠宿の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 駿府匠宿の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定によ

- り、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。
- 2 市長は、指定管理者に体験施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
  - 3 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
  - 4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。
  - 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（令2条例85・一部改正）

（指定管理者の指定の申請）

第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定の基準）

第12条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものの中から、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- （1）事業計画が駿府匠宿の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- （2）事業計画が駿府匠宿の効果的な管理を実現するものであること。
- （3）事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- （4）管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

（指定管理者の指定等の公告）

第13条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）第3条に掲げる事業の実施に関すること。
- （2）駿府匠宿の施設及び設備の維持管理に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

（指定管理者の原状回復の義務）

第15条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消

され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例（平成10年静岡市条例第45号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年12月22日条例第86号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日条例第139号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条を第8条とし、第4条を第7条とし、第3条を第6条とし、第2条の次に3条を加える改正規定（第3条に係る部分に限る。）及び第10条を第18条とし、同条の前に6条を加える改正規定（第12条及び第17条に係る部分は除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第34号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日条例第59号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第60号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第44号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月20日条例第103号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日において指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例第10条第3項の規定の例により同日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。

附 則 (平成31年3月20日条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例別表の規定に基づく静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

附 則 (令和2年10月9日条例第85号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例別表の規定に基づく静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

別表 (第10条関係)

(令2条例85・一部改正)

1 一般体験

(1) セット体験コース

種類	区分	単位	金額
竹千筋細工	虫籠	1回につき	2,130円
	花器		2,640円
指物	六角小箱		2,760円
木製履物	ミニ下駄		1,680円
漆器	箸		2,380円

和染	ハンカチ		1,380円
	のれん		2,640円
陶芸	手ひねり		2,510円
	電動ろくろ		4,020円
	絵付け	湯のみ	1,750円
		皿	1,750円
レーザー加工	キーホルダー		1,380円
サンドブラスト	コップ		1,380円

備考

- 1 体験時間は、1回につき2時間以内とする。
- 2 利用料金の限度額には、材料費を含む。

(2) 自由体験コース

種類	単位	金額
竹千筋細工	1回につき	870円
指物		
木製履物		
漆器		
和染		
レーザー加工		
サンドブラスト		

備考

- 1 体験時間は、1回につき2時間以内とする。
- 2 利用料金の限度額には、材料費を含まない。

2 教室体験

種類	単位	金額
竹千筋細工	1教室につき	25,140円
指物		
ひき挽物		
まき蒔絵		
漆器		

和染		
陶芸		
サンドブラスト		
ガラス工芸		

備考 利用料金の限度額には、材料費を含む。